

資料1

出資法人経営評価の結果について
(一般社団法人 滋賀県造林公社)

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人(滋賀県立大学)および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人(滋賀県信用保証協会)を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により5つの視点(効果性、効率性、健全性、自立性、透明性)からの評価および総合的な評価(事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見)を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

一般社団法人滋賀県造林公社の概要について

1 名称 一般社団法人滋賀県造林公社

2 設立年月日 昭和 40 年 4 月 1 日

3 設立の趣旨・目的

分収造林事業、分収育林事業、林業労働力の確保および育成に関する事業その他の森林・林業に関する事業を行うことにより、森林が持つ水源かん養機能、県土保全機能、地球環境保全機能等の公益的機能を発揮し、琵琶湖・淀川流域の住民の安全かつ安心で豊かな生活の確保、産業の発展等に寄与することを目的とする。

4 業務概要

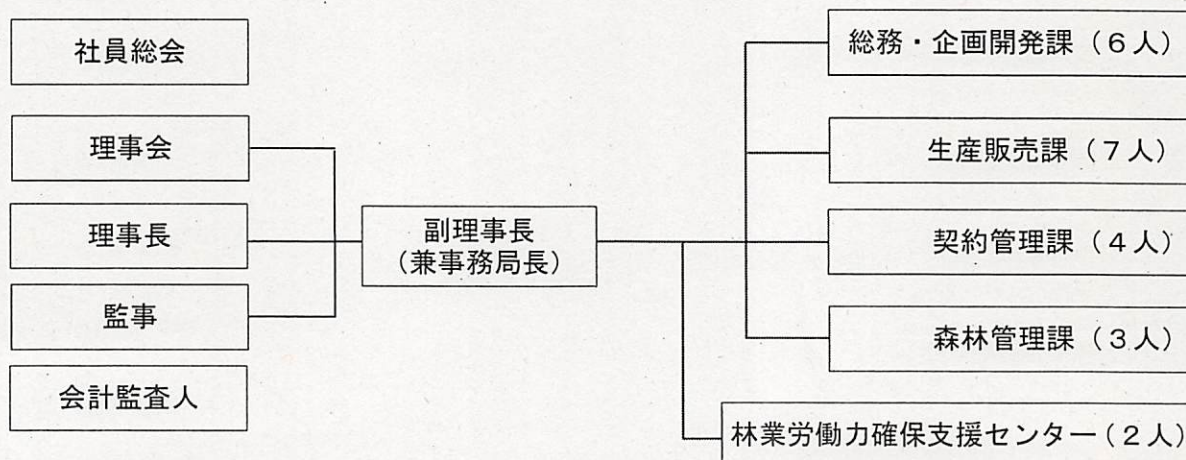
- ①分収造林事業および分収育林事業
- ②林業労働力の確保および育成に関する事業
- ③森林・林業に関する調査等の受託に関する事業

5 出資の状況（令和元年度末）

（単位：千円、％）

区分	出資額	構成比	区分	出資額	構成比
基本 財産等			滋賀県	18,000	83.3
			滋賀県内 13 市町	2,900	13.4
			その他 滋賀県森林組合連合会	100	0.5
			兵庫県	600	2.8
			小計	21,600	100.0
			合計	21,600	100.0

6 組織図



7 役員等

役職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	三日月 大造（滋賀県知事）	
副理事長	櫻井 悟（元滋賀県琵琶湖環境部技監）	○
理事	荻 大陸（元成美大学教授）	
理事	改田 文洋（長浜市産業観光部長）	
理事	北村 美代子（滋賀県林業研究グループ連絡協議会女性部副部長）	
理事	坂野上 なお（京都大学助教）	
理事	中島 勲（高島市農林水産部長）	
理事	中田 佳恵（滋賀県琵琶湖環境部次長）	
理事	西澤 静朗（東近江市農林水産部長）	
理事	守本 豊（兵庫県企画県民部ビジョン局長）	
監事	浅見 裕見子（滋賀県会計管理者兼会計管理局長）	

8 所在地 大津市松本一丁目2番1号

令和2年度 出資法人経営評価表

資料 3

法人名 一般社団法人滋賀県造林公社

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①会員の状況 (社団法人のみ)		H30年度	R1年度	H30→R1増減				
		16	16					
②役員の状況		H30年度	R1年度	H30→R1増減	R2年度			
評議員総数								
うち県職員 (特別職を含む。)								
うち県退職職員 (OB)								
理事総数		10	10		10			
うち県職員 (特別職を含む。)		2	2		2			
うち県退職職員 (OB)		1	1		1			
うち常勤役員数		1	1		1			
うち県職員 (特別職を含む。)								
うち県退職職員 (OB)		1	1		1			
監事総数		1	1		1			
うち県職員 (特別職を含む。)		1	1		1			
うち県退職職員 (OB)								
うち常勤監事数								
うち県職員 (特別職を含む。)								
うち県退職職員 (OB)								
常勤役員の平均年齢								
常勤役員の平均報酬 (年額) (千円)								
役員の報酬総額 (年額) (千円)		100	120	20	120			
③職員の状況		H30年度	R1年度	H30→R1増減	R2年度			
職員総数		24	22	△ 2	22			
常勤職員		18	17	△ 1	17			
プロパー職員		4	3	△ 1	4			
うち県退職職員 (OB)								
県等からの派遣職員		10	10		10			
うち県派遣職員		10	10		10			
臨時・嘱託職員		4	4		3			
うち県退職職員 (OB)								
非常勤職員		6	5	△ 1	5			
うち県派遣職員								
うち県退職職員 (OB)		1	1		2			
プロパー職員の平均年齢		50.0	48.0	△ 2.0	47			
プロパー職員の平均給与 (年額) (千円)		6,763	6,845	82	6,206			
職員の給与総額 (年額) (千円)		129,817	126,757	△ 3,060	140,632			
プロパー職員の年代別職員数		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和2年度当初実数)				2		2		4

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項 目		H30年度	R1年度	H30→R1増減	R2年度	備考 (R2内訳)
県からの年間収入額	補助金					森林環境保全直接支援事業補助金 195,435千円 単独間伐対策事業補助金 2,925千円 森林病害虫獣防除事業補助金 6,745千円 林業労働力対策事業補助金 127千円
	事業費補助金	183,024	131,846	-51,178	205,232	
	運営費補助金					
	負担金					
委託料	委託料	3,183	1,933	-1,250	3,020	森林組合人材育成事業委託 3,020千円
	その他	232,913	211,795	-21,118	221,304	出資金 221,304千円
	合計	419,120	345,574	-73,546	429,556	
年度末残高	県からの借入金	18,500,007	18,461,790	-38,217		
	県からの損失補償・債務保証					
短期貸付金の金額 (期間中の県からの借入れて、同一年度に貸付くと返済の双方が行われるもの)						

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見		
			H29	H30	R1				
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	中期経営改善計画については、毎年度、前年度の事業実績に対して、外部有識者で構成する経営評価委員会による意見を踏まえた経営評価を行い、この評価結果を踏まえ、事業や計画の見直し等に反映するPDCAサイクルによる進行管理を行っている。 令和元年度事業実績に対する経営評価では、大項目ごとの評価において、5項目中4項目が「計画を達成している」、「おおむね計画を達成している」となり、今後、すべての項目が計画を達成できるように取り組んでいく必要があると考えている。	第2期中期経営改善計画については、長期経営計画に掲げられた経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を踏まえ、公益的機能の持続的な発揮に配慮しつつ、木材生産が行われている。 また、中期経営改善計画については、毎年度、外部有識者による経営評価を実施し、計画の達成状況の評価、要因分析を行い、経営評価委員会の意見を踏まえた公社経営が進められている。 令和元年度は、大項目のひとつである森林整備に関する事項で、計画の達成が遅れたため、達成度が下がることとなった。令和2年度は、第2期中期経営改善計画の最終年度となるため、大項目の全てにおいて、計画が達成されるよう努める必要がある。		
		中期経営計画のみ策定している。							
	年度目標のみ策定している。								
	策定していない。								
事業活動の社会情勢への適合性	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。	○	○	○	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。		
		社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。							
活動の成果の達成度	活動の成果の達成度	社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。						令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。
		活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。							
		活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。							
		活動について成果目標を定め、概ね目標どおり達成している。	○	○					
住民、関係者等のニーズの把握状況	住民、関係者等のニーズの把握状況	活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。			○	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。		
		活動について成果目標を定めていない。							
		多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。	○	○	○				
		ニーズを把握するための手段を講じている。							
効率性	経常費用に占める管理費の状況	具体的な取組はしていない。				令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。		
		管理費比率が2期連続で減少した。	○	○					
	経常収益・費用の比率	管理費比率が前期に比べ減少した。			○			令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。	令和元年度は前年度より管理比率が増加しており、経費の削減に努めるとともに、併せて収益の確保にも努める必要がある。
		管理費比率が前期に比べ増加した。							
健全性	債務超過の状況	管理費比率が2期連続で増加した。				平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		経常収益が2期連続で経常費用を上回った。							
		経常収益が、当期は経常費用を上回った。							
		経常収益が、当期は経常費用を下回った。							
健全性	債務超過の状況	経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。	○	○	○	平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		当期末において債務超過でない。	○	○	○				
		2期連続で改善した。							
		前期に比べ改善した。							
健全性	正味財産期末残高の状況	前期に比べ悪化した。				平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		2期連続で悪化した。							
		2期連続で増加した。							
		前期に比べ増加した。							
健全性	累積欠損金の状況	前期に比べ減少した。				平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		2期連続で減少した。	○	○	○				
		当期末において累積欠損金はない。	○	○	○				
		累積欠損金は、2期連続で減少した。							
健全性	短期的支払い能力の状況	累積欠損金は、前期に比べ減少した。				平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		累積欠損金は、前期に比べ増加した。							
		累積欠損金は、2期連続で増加した。							
		流動比率は、2期連続で100%以上であった。	○	○	○				
健全性	借入金依存率の状況	流動比率は、当期は100%以上であった。				平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		流動比率は、当期は100%未満であった。							
		流動比率は、2期連続で100%未満であった。							
		当期末において借入金はない。							
健全性	借入金依存率の状況	2期連続で低下した。				平成19年11月に申し立てた特定調停は平成23年3月に全債権者の合意を得て成立した。これにより多額の債務免除を受け、財務状況は改善した。 また、残債務については、無利息化されるとともに、平成27年度以降に収益が生じた時にその収益を弁済することとなった。令和元年度においては、これまでと同様に、中期経営改善計画を上回る債務弁済実績となったが、伐採収益が、事業地への累積投下経費に及ばなかったため、その差額分の正味財産が減少した。 経営改善の一環として、不採算林の解約を進めているため、総資産が大きく減少することとなり、その結果として借入金依存率が上昇するが、解約する不採算林と同額の負債(損失引当金)も減少するため、不採算林の解約による財務の健全性への影響はない。	平成23年3月に成立した特定調停により、債務が大幅に軽減されたが、多額の債務が残っている状況である。 令和元年度は、中期経営改善計画を上回る償還財源を確保できているが、今後も長期に亘って債務の弁済ができるよう、継続して経営改善に取り組む必要がある。		
		前期に比べ低下した。							
		前期に比べ上昇した。							
		2期連続で上昇した。	○	○	○				

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			H29	H30	R1		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない				公社の責任ある姿勢を明確に示し土地所有者との契約更改交渉を進める必要があること、また、公益的機能の持続的発揮に向けて公社林を保全していくためには、県との連携が重要なことから、知事が理事長であることが望ましいと考えている。	土地所有者の信用を保ち、県との連携や事業継続性を示す必要があることから、現時点においては、知事が理事長であることが望ましい。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している	○	○	○		
	県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない				公社プロパー職員の退職等による職員構成の変化や事業量等に応じ、県とも協議・調整等を行いながら、適切な人員の確保を図っていく。	今後の職員構成、事業内容、事業量等に応じて、適宜必要な人的支援を行う。
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期と概ね同程度	○				
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない				平成27年度から開始した伐採事業の本格化に伴い、木材売上が増加していくことから、経常収益に占める県の財政支出の割合は低下している。	公社の事業内容、経営状況を精査したうえで、公社林の有する公益的機能を発揮させながら、伐採収益確保につながる取組に対して、県としてしっかりと支援をしていく。
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。					
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期と概ね同程度					
	県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。				平成27年度から開始した伐採事業の本格化に伴い、木材売上が増加していくことから、経常収益に占める県の財政支出の割合は低下している。	公社の事業内容、経営状況を精査したうえで、公社林の有する公益的機能を発揮させながら、伐採収益確保につながる取組に対して、県としてしっかりと支援をしていく。
		経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。	○	○	○		
経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。							
短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない		○	○	広く県民に対して、公社の経営状況と外部有識者による経営評価結果について積極的に情報提供を行っているところであり、今後も引き続き行っていく。	財務状況や経営評価等の重要な情報は、ホームページ等ですべて情報提供されており、透明性が確保されている。また、公社が有する森林の持つ公益的機能について、情報発信を更に進めていく必要がある。	
	県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。						
	県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。						
損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない		○	○	広く県民に対して、公社の経営状況と外部有識者による経営評価結果について積極的に情報提供を行っているところであり、今後も引き続き行っていく。	財務状況や経営評価等の重要な情報は、ホームページ等ですべて情報提供されており、透明性が確保されている。また、公社が有する森林の持つ公益的機能について、情報発信を更に進めていく必要がある。	
	県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。						
	県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。						
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。 規程を設けていない。	○	○	○	財務状況や経営評価等の重要な情報は、ホームページ等ですべて情報提供されており、透明性が確保されている。また、公社が有する森林の持つ公益的機能について、情報発信を更に進めていく必要がある。	
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
	業務監査の実施状況	業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		

	出資法人の総合的評価・対応		県による総合的評価・対応	
事業に関する事項	<p>(森林整備) 間伐および枝打は計画を上回り実施したが、病害虫獣防除等は計画を下回った。 (木材の生産および販売) 伐採面積、木材生産量、伐採収益のすべての項目において、計画を上回る生産および販売を実施した。</p>		<p>(森林整備) 森林の公益的機能の持続的な発揮のため、中期経営改善計画に基づき、現場の状況を十分に勘案して森林整備を更に進めていく必要がある。 (木材の生産および販売) 伐採面積、木材生産量、伐採収益は計画どおり実施できている。木材価格の低迷等、木材生産を取り巻く状況は厳しいが、今後も伐採搬出コストの縮減や、収益性の高い木材生産と販売に努め、収益確保に向けて取り組む必要がある。</p>	
財務に関する事項	<p>分収造林事業における伐採等に伴う償還財源の確保は計画を上回った。 分収割合の変更、不採算林の解約、契約期間の延長は計画を下回った。</p>		<p>分収造林事業の伐採等に伴う償還財源は、計画を上回っているが、採算林における分収割合の変更、契約期間の延長ならびに不採算林の解約については、全て計画を下回っている。これらの項目は、会社の経営改善に係る重要な項目であることから、引き続き目標達成に向けて粘り強く取り組まれない。</p>	
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	<p>令和元年度においては、第2期中期経営改善計画に基づき、分収割合変更等に引き続き粘り強く取り組むとともに、地形条件に合った効率的な路網配置等に取り組んだ。 引き続き、公社一丸となって、第2期中期経営改善計画の着実な推進に取り組むとともに、令和3年度に策定予定の第3期中期経営改善計画の策定検討を進める。</p>		<p>県が作成した「公社造林のあり方」に関するとりまとめを踏まえ、収益確保および公益的機能の発揮の両立に努めること、ならびに、更なる経営の改善が進むよう、次期中期経営改善計画の策定について、公社へ指導助言を行う。</p>	
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	<p>2 次期中期経営改善計画(期間:令和3年度~7年度)の策定に向けて、事業地林分調査を実施した。 3 令和元年度の伐採面積は、実績(47ha)が計画(44ha)を上回った。 4 令和元年度の方収割合変更は、実績(76.3%)が計画(95%)を下回った。</p>		<p>1 外部有識者7名による公社造林あり方検討会を設置し、平成30年11月~令和元年8月にかけて、計6回開催。検討会の内容を踏まえ、令和元年10月に、県は「公社造林のあり方」に関する取りまとめを作成。</p>	
	実施計画に定める目標	左の実績	実施計画に定める目標	左の実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営改善計画の策定 2020年度 ・伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) →2020年度 72ha/年(2020年度) ・分収造林契約の方収割合変更 2017年度(平成29年度) 70%(実績) →2020年度 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地林分調査の実施 ・伐採面積(分収造林事業) 2019年度(令和元年度) 47ha/年 ・分収造林契約の方収割合変更 2019年度(令和元年度) 76.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社造林あり方検討会の設置・検討 平成30年度(2018年度)~2019年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社造林あり方検討会を設置し、公社林の保全活用方法について検討 平成30年度(2018年度)~2019年度

総合所見

中期経営改善計画の経営評価を実施したところ、大項目ごとの評価においては、5項目中4項目が、「計画を達成」、「おおむね計画を達成」となった。

公社林の公益的機能の持続的発揮に向けた間伐、枝打施業をはじめとする森林整備についての評価においては、「おおむね計画を達成している」から「計画の達成が遅れている」に後退した。

交渉の長期化等に伴い年々状況が厳しくなっている分収造林契約の変更等についての評価においては、分収割合の変更、不採算林の解約および契約期間の延長のすべての項目について、「計画の達成が遅れている」から改善を図ることができなかった。

これらについては、中期経営改善計画の重要な項目であることから、なお一層の工夫と努力を重ねるとともに、木材の生産・販売による収益の確保についても引き続き取組を進める必要がある。

森林整備については、公益的機能の持続的発揮に向けて、引き続き支援の強化を求めつつ、着実に事業を実施する。

分収造林契約の変更等については、施業方法や伐採後の森林の状況等を具体的に示すことにより、契約地ごとの課題や問題点に即した説明を行い、早期に土地所有者の理解が深まるよう粘り強く取り組む。

木材の生産・販売については、地形条件に合った効率的な路網配置や公社林と隣接する森林との連携等により木材の生産性の向上を図るとともに、木材の積み合わせや中間土場から需要先への直接搬入等の輸送の効率化による引き続き収益性の高い販売に努める。

また、公共施設の木造化・木質化や県産材利用住宅等の動向については、県・市町等と情報交換を行うとともに供給体制の構築を図る。

なお、これらを推進するため、会社の組織体制の強化を図るとともに公社職員はもとより林業事業体も含めた人材の育成に取り組む。

第2期中期計画期間の最終年度を迎えるにあたり、計画達成に向けて全力で取り組みつつ、次期中期計画策定検討を着実に進めていく。

造林公社は、中期経営改善計画に基づき、水源涵養機能等の維持・向上を図るための適切な森林整備を行うとともに、公社林の伐採による木材の生産および販売を進めているところである。また、計画の進捗状況を把握し、今後の事業の内容等の改善に資するため「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(平成21年滋賀県条例第29号)(以下「関与条例」という。))に基づく県からの求めにより事業実績に対する経営評価(公社自己評価)を適切に実施している。

一方、造林公社の更なる経営改善を図るためには、分収造林契約の変更等や木材生産・販売による収益確保が課題となっており、また、公益的機能を発揮させるためには、適切な森林整備の実施が必要となる。

県は、引き続き、公社林が有する水源涵養機能等の公益的機能の発揮ができるよう必要な支援を行うとともに、関与条例に基づき、健全な経営が確保できるよう必要な指導または助言を行っていく。

また、次期中期経営改善計画の策定に当たっては、これまでの成果と課題ならびに社会経済情勢等の動向を勘案したうえで、県が作成した「公社造林のあり方」に関する取りまどめを参考に検討するよう求めていく。

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

一般社団法人滋賀県造林公社ウェブサイトへのリンク

<http://www.morimoribiwako.com/profile/03.html>

※行政経営方針実施計画(2019年度～2022年度)

7 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部課(局・室)名:琵琶湖環境部森林政策課】

具体的な取組内容	(2018年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標
<p>基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)</p> <p>当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売の推進および健全な公社経営の確保に取り組んできた。今後、経営理念の実現のため、公社は公益的機能の持続的発揮を維持しながら収益性の改善による伐採収益の確保に引き続き努める。また、伐期を迎える公社林が増大することを踏まえ、県としても公益的機能の持続的発揮と木材生産の採算性を両立するための公社林の保全・活用方法の検討等を行う。</p>						
1 公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立する公社林の保全・活用方法について、外部専門家の意見を踏まえて検討し、公社への指導助言を行う。【県】	公社造林のあり方の検討		検討結果に基づく指導・助言			・公社造林あり方検討会の設置・検討 平成30年度(2018年度)～2019年度
2 次期中期経営改善計画を策定する。【出資法人】		次期中期経営改善計画の策定		次期中期経営改善計画に基づく取組の実施		・中期経営改善計画の策定 2020年度
3 収益性を確保しつつ、水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採を行う。【出資法人】		水源涵養機能等の持続的発揮に配慮した効果的な伐採の実施				・伐採面積(分収造林事業) 2017年度(平成29年度) 29ha/年(実績) → 2020年度 72ha/年
4 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめるよう努める。【出資法人】			取組の実施			・分収造林契約の分収割合変更 2017年度(平成29年度) 70% (実績) → 2020年度 100%
備考	・「法人の代表者へ知事が就任している」※平成31年(2019年)3月時点					